

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 4 日）

府省名	警察庁
対象事業名	軽自動車の保管場所の届出

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
2854	軽自動車の保管場所の届出	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	1,267,412	0	0%	20%	(注)
2897	保管場所標章の交付	申請等に基づく処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	8,992,529	0	0%		

※ オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

(注) 本格的なオンライン申請システム運用開始から 5 年後の年度末まで

2. 対象事業の概要

軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、当該自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 329 号。以下「令」という。）第 3 条で定める事項を届け出なければならない（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 5 条）。

警察署長は、法第 5 条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 6 条で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない（法第 6 条第 1 項）。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

警察庁では、各種行政手続に係る本格的なオンライン申請システムの運用を可能な限り早期に開始する方向で検討を進めているところ、軽自動車の保管場所の届出に係る手続についても、システム上での届出を可能とする予定である。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	軽自動車の保管場所の届出
-----	--------------

<p>各手続の概要</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車の保管場所の届出 <p>軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、当該自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、規則別記様式第2号の自動車保管場所届出書を届け出なければならないこととされている。</p>
<p>オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 (主要な手続について目標設定)※ 調査中の場合でも想定目標値を記載</p>	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <p>年間総手続件数（全国：令和2年度）：1,195,261件（令和2年） オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）：未実施</p> <p>【目標】</p> <p>オンライン利用率20%（軽自動車の保管場所の届出） オンライン利用率＝（システム申請件数／全申請件数）</p> <p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>オンライン申請システム運用開始から5年後の年度末まで</p> <p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>軽自動車の保管場所の届出に関する手続については、オンライン申請システム上での届出を可能とする予定である。</p> <p>他の手続のオンライン化の例をみるに、オンライン化未実施の手続が利用率20%に達するまで、通常のペースであればおよそ10年程度の期間を要することとされているが、昨今のオンライン手続への社会的なニーズの高まり等を踏まえ、オンライン申請システム運用開始から5年後の年度末までに20%の達成を目指すもの。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	オンライン申請システムの整備・運用
	中間 KPI	【目標・達成期限】 各都道府県警察におけるオンライン申請システムの導入を推進し、運用開始年度の翌年度末までに導入済地 域を 100%とする。
		【KPI の定義】 オンライン申請システム導入済地域＝導入済みの都道府県／全都道府県の数
	アクション プラン a	【取組内容】 システム整備に向けた各種課題の把握と解決方策の検討・実施
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中
	アクション プラン b	【取組内容】 システム整備等に必要な工数等の調査
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中
	アクション プラン c	【取組内容】 申請者側、行政機関側双方の業務フローの可視化
		【取組期限（内容）】 令和 4 年度中

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	国民への周知・広報活動
	中間 KPI	【目標】 オンライン申請システム運用開始から3年後の年度末までにオンライン利用率を7%以上とする。
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝システム申請件数/全申請件数
	アクション プラン a	【取組内容】 警察庁ウェブサイト等を活用した広報活動
		【取組期限（期間）】 オンライン申請システム運用開始年度から
	アクション プラン b	【取組内容】 各都道府県警察本部や警察署におけるオンライン申請に向けた広報活動
		【取組期限（期間）】 オンライン申請システム運用開始年度から
	アクション プラン c	【取組内容】 オンライン申請システムの使い方に係る Q&A 集の作成・公開
		【取組期限（期間）】 オンライン申請システム運用開始後

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	普及促進に向けたオンライン利用状況及びシステム運用状況の精査
	中間 KPI	【目標】 オンライン申請システム運用開始から4年後の年度末までにオンライン利用率を10%以上とする。
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝システム申請件数/全申請件数
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン利用状況を踏まえた各種課題への対応
		【取組期限（期間）】 オンライン申請システム運用開始から3年後の年度末まで
	アクション プラン b	【取組内容】 運用状況を踏まえたシステムアップデートの必要性について検討
		【取組期限（期間）】 オンライン申請システム運用開始から3年後の年度末まで
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

スコアカードを作成して、四半期ごとに警察庁ウェブサイト上に公開する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

有識者・事業者団体等の第三者を選定の上、おおむね年に1回の頻度でスコアカード等の進捗状況を示す資料を提示し、取組の妥当性・進捗度合いについてチェックを受ける。

7. 基本計画の見直し

- ・ 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・ 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。